(六)　短期所有に係る土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外することとした。（租税特別措置法施行令第一九条関係）

(七)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二〇条の二関係）

(1)　適用対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外するとともに、都市再生特別措置法の改正後の都市再生推進法人に対する土地等の譲渡を引き続き本特例の対象とする。

(2)　適用対象となるマンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションの細目を定める。

(3)　適用対象となる地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲について、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外すること等とした。（租税特別措置法施行令第二五条の四関係）

(八)　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地等が買い取られる場合における当該地方独立行政法人を、博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とすることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の七及び第三九条の四関係）

(九)　農地保有の合理化等のための農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する農地中間管理機構（一定のものに限る。）に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の九及び第三九条の六関係）

(一〇)　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外すること等とした。（租税特別措置法施行令第二五条の四関係）

(一一)　株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額の範囲に、合併により被合併法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭の額を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の八関係）

(一二)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、株式付与信託契約に基づき取得した上場株式等で、特定口座への受入れをその信託の受託者の口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

(一三)　特定口座異動届出書（氏名又は住所の変更に係るものに限る。）及び非課税口座異動届出書について、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の四及び第二五条の一三の二関係）

(一四)　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、取得条項付新投資口予約権の当該取得条項付新投資口予約権を発行した法人に対する譲渡を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一一の二関係）

(一五)　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三、第二五条の一三の二～第二五条の一三の四、第二五条の一三の六、第二五条の一三の七及び附則第一一条関係）

(1)　非課税口座を開設しようとする者が金融商品取引業者等の営業所の長に提出する非課税口座開設届出書に添付すべき書類の範囲に、非課税管理勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書を加えるとともに、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座が廃止された年の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしている場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、その年九月三〇日までの間は当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができない。

(2)　平成二七年一月一日前に非課税口座を廃止した居住者等で、非課税口座廃止通知書の交付を受けようとするものは、その旨その他の事項を記載した申請書を同日から平成二九年九月三〇日までの間に、一回に限り、当該非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の長に提出することができる。

(一六)　貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例等の対象となる受益権等の範囲に、農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一四の三及び第二六条の一五関係）

(一七)　相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、相続財産の譲渡をした場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額の計算の細目を定めるとともに、相続税の修正申告により相続税額が異動した場合におけるその加算する金額は、その修正申告後の相続税額を基礎として計算することとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一六関係）

(一八)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七関係）

(1)　対象となる代替資産の範囲に、公益法人等が贈与等を受けた株式につき一定の株式交換又は株式移転による譲渡があった場合において、その取得する株式交換完全親法人の株式等若しくは親法人の株式等又は株式移転完全親法人の株式を加える。

(2)　非課税承認要件の特例の対象となる地方独立行政法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものを加える。

(3)　公益法人等に株式の贈与等をする場合の非課税承認要件に係る形式基準の範囲に、公益法人等が当該贈与等により有することとなるその発行法人の株式が発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないことを加える。

(4)　非課税承認の取消しにより公益法人等に課税する場合において、当該公益法人等が当該承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたときにおける納税義務の成立時期、課税年分、確定申告期間及び納付期限について定める。

(5)　特例の適用を受けた財産等（以下「非課税財産等」という。）を有する公益法人等から合併により資産の移転を受けた公益合併法人が書類を提出する場合の手続の細目を定める。引継法人、受贈公益法人等及び譲受法人が、当初法人、特定一般法人及び譲渡法人から非課税財産等の贈与を受けた場合についても同様とする。

(6)　個人から贈与等を受けた資産（当該資産に係る代替資産及び買換資産を含む。以下「受贈資産」という。）を有する公益法人等が、国税庁長官に対し、当該受贈資産が非課税財産等であることの確認を求める場合の手続の細目を定める。